

## 株式移転に係る事後開示書類

2021 年 10 月 1 日

ミアヘルサホールディングス株式会社

ミアヘルサ株式会社

2021 年 10 月 1 日

株式移転に関する事後開示書類

東京都新宿市谷仲之町 3 番 19 号  
ミアヘルサホールディングス株式会社  
代表取締役社長 青木 勇

東京都新宿区河田町 3 番 10 号  
ミアヘルサ株式会社  
代表取締役社長 青木 勇

ミアヘルサ株式会社（以下「ミアヘルサ」といいます。）は、2021 年 6 月 25 日開催のミアヘルサ第 37 期定時株主総会において、ご承認いただいた株式移転計画書に基づき、2021 年 10 月 1 日をもって株式移転設立完全親会社であるミアヘルサホールディングス株式会社（以下「ミアヘルサ HD」といいます。）を設立し、ミアヘルサを株式移転完全子会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転の効力発生日(会社法施行規則第 210 条第 1 号)

2021 年 10 月 1 日

2. 会社法第 815 条の 2、第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過

(1) 株式移転完全子会社における本株式移転の差止請求手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 2 号）

本株式移転に関し、会社法第 805 条の 2 の規定により差止請求権を行使した株主はいませんでした。

(2) 株式移転完全子会社における新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

該当事項はありません。

(3) 株式移転完全子会社における債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

該当事項はありません。

3. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数  
(会社法施行規則第 210 条第 4 号)

本株式移転により、ミアヘルサHDに移転したミアヘルサの株式は、2,485,300 株です。

4. その他株式移転に関する重要な事項 (会社法施行規則第 210 条第 5 号)

(1) ミアヘルサHDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるミアヘルサの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するミアヘルサの株式 1 株につきミアヘルサHDの株式 1 株の割合をもって、ミアヘルサHDの株式を割当交付しました。

(2) ミアヘルサHDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるミアヘルサの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その所有するミアヘルサの第 2 回新株予約権 1 個につきミアヘルサHDの第 2 回新株予約権 1 個、ミアヘルサの第 4 回新株予約権 1 個につきミアヘルサHDの第 4 回新株予約権 1 個、ミアヘルサの第 5 回新株予約権 1 個につきミアヘルサHDの第 5 回新株予約権 1 個の割合をもって、ミアヘルサHDの新株予約権をそれぞれ割当交付しました。なお、第 2 回新株予約権の目的となる株式の数は 1,000 株、第 4 回新株予約権及び第 5 回新株予約権の目的となる株式の株は 10 株です。

(3) ミアヘルサHDの設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金 : 3 億円

資本準備金 : 0 円

利益準備金 : 0 円

(4) ミアヘルサHDの株式は、2021 年 10 月 1 日に株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場に上場いたしました。なお、ミアヘルサの株式は、2021 年 9 月 29 日をもって、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場において上場廃止となりました。

以上